

大通達甲（刑）第5号  
大通達甲（生）第7号  
大通達甲（交）第4号  
大通達甲（備）第5号  
平成27年7月24日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

生活安全部各課・室長  
刑事部各課・所長  
交通部各課・隊長 殿  
警備部各課・隊長  
各警察署長

大分県警察本部長

#### 捜査支援活動用カメラの運用について（通達）

機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）に基づき、機動警察通信隊長（機動警察通信隊運営要則第5条第2項に規定する機動警察通信隊長をいう。以下同じ。）に対して行う犯罪捜査のために用いるカメラ、伝送装置、モニタ、レコーダ等の映像を撮影し、伝送し、表示し、又は記録するための映像関連機器（以下「捜査支援活動用カメラ」という。）の設置申請等について、下記のとおり定め、平成27年8月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 設置手続

##### (1) 設置申請

警察本部の課長（所長、隊長及び室長を含む。以下同じ。）及び警察署長は、捜査のため捜査支援活動用カメラを設置する必要があると認めるときは、機動警察通信隊長に対し、捜査支援活動用カメラ設置申請書（別記様式）により捜査支援活動用カメラの設置を申請するとともに、当該事件を主管する警察本部の課長及び刑事部刑事企画課長に捜査支援活動用カメラ設置申請書の写しを送付するものとする。この場合においては、事前に機動警察通信隊長と協議するものとする。

##### (2) 捜査支援活動用カメラの設置

捜査支援活動用カメラを設置するときは、設置申請をした所属の職員が立ち会うものとする。

#### 2 設置期間等

##### (1) 設置期間

捜査支援活動用カメラの設置期間は、3か月以内とする。

##### (2) 設置期間の延長

設置申請をした所属の長（以下「申請所属長」という。）は、3か月を超えて捜査支援活動用カメラを設置する必要があると認めるときは、機動警察通信隊長に対し、捜査支援活動用カメラ設置申請書により、3か月を超えない範囲内で設置期間の延長を申請

することができる。

### 3 返納

#### (1) 返納申請

申請所属長は、捜査支援活動用カメラを設置する必要がないと認めるときは、速やかに機動警察通信隊長に捜査支援活動用カメラの返納を申請するものとする。

#### (2) 捜査支援活動用カメラの返納

前記 1 (2) の規定は、捜査支援活動用カメラの返納について準用する。

### 4 留意事項

#### (1) 設置時の措置

申請所属長は、捜査支援活動用カメラの設置場所の確保等捜査支援活動用カメラの設置に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 動作確認等

申請所属長は、設置された捜査支援活動用カメラの動作確認を定期的に行うなど、捜査支援活動用カメラの効果的な運用に努めるとともに、捜査支援活動用カメラの設置及び設置期間の延長の必要性について、随時、慎重に判断し、組織的な有効活用に配慮するものとする。

#### (3) データの取扱い

捜査支援活動用カメラにより作成されたデータについては、申請所属長が適切に管理し、複写、消去等の措置を講ずるものとする。

(刑事企画課技術支援係)

(生活安全企画課企画係)

(交通企画課企画係)

(警備第一課企画係)

機 動 警 察 通 信 隊 長 殿

(所 属 長)

捜査支援活動用カメラ設置申請書

事 案 名 等			
事 案 概 要			
設 置 期 間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで		
設 置 場 所			
映 像 記 録 の 要 否			
捜 査 主 任 官	係 名		
	階 級		
	氏 名		電 話
申 請 担 当 者	係 名		
	階 級		
	氏 名		電 話
受 理 担 当 者			

備考1 太枠の中を記入すること。

2 延長申請の場合は、「設置期間」欄に延長する期間を記入すること。